

## 税務情報 Q&A

### Q: 中国では税関査察についての条例改定があったと聞いていますが、どのような内容でしょうか？

デロイト北京事務所 竹田 剛

**A.** 前号でご説明したように、2016 年中に、税関に関連する制度変更がいくつかありました。前号ではそのうちの1つである 20 号公告についてご説明しましたが、今回は「税関査察条例の改定に関する国務院の決定」(以下“670 号公告”と表記)及び「税関査察条例実施弁法」(以下“230 号公告”と表記)についてご説明します。

2016 年中に行われた税関に関連する制度改定を、改めて見てみたいと思います。

施行月	通達など	公布元
2016 年 3 月	20 号公告 「中華人民共和国税関：輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」	税関総署
2016 年 10 月	670 号公告 「税関査察条例の改定に関する国務院の決定」	国務院
2016 年 11 月	230 号公告 「税関査察条例実施弁法」	税関総署

20 号公告によって、企業は税関申告書(報関単)において3つの質問(“①貨物の取引先との特殊関係が存在するか否か” “②その特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か” “③貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か”)について回答する必要があります。特に、“②特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か” や、“③貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か” は、既に物流部門のみで回答できる範囲を超えており、回答に当たっては、法務、経理 / 財務、経営企画等の各部署の方々の協力が必須となります。一方で、これらは税関申告書(報関単)の記載時、つまり通関時の注意事項という位置づけのみならず、通関後にも注意が必要です。何故ならば、通関後、税関は輸入貨物における課税査定金額についての疑義を“価格質疑通知書”という書面にて合法的に実施することができるからです(「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」第四十四条)。価格質疑通知書に加えて、自己検査、税関調査という場面で、税関からよく指摘されるまたは見解の相違が生まれる事項が、上記の“②その特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か”、“③貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か” についての項目となります。

さて、今回の 670 号公告と 230 号公告について、上記の内容と関連し且つ重要な内容についてピックアップしてご説明します。670 号公告は国務院が公布した制度概要を記載しており、230 号が税関総署による詳細な実務指針となります。従って、230 号公告の条項に沿ってご説明します。

## 1. 税関査察における専門機構の役割について

「税関が査察を実施する際に、会計士事務所、税理士事務所、或いは会計、税務等の関連資質と能力を持つその他の専門機構に、査察に関連する問題に対する専門的意見書の作成を委託することができる。当該専門的意見書は税関の許可を得て、査察における事実認定の証拠資料とすることができる。企業が専門機関に委託して作成した専門的意見は、税関査察の参考資料とすることができる。専門機構が虚偽表示、事実隠蔽、守秘義務違反などした場合、税関は事実通りに記録し、相応の措置を取るべきであり、また、所轄の部門或いは業界協会に通報することができる。」

230号公告（二十四条）【関連：670号公告（第二十一条）】

前回ご説明した20号公告における、「②特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か」や「③貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か」についての判断は専門的見地からの考察が必要であり、これらの判断は企業側、税関内部でも理解の一致がなされていないこともあることから、民間の専門機関に委託を行い、専門的意見書を出すことで客観的且つ公平な判定が期待されることです。この専門的意見書については、例えば、北京直属税関では試験導入を実施しており、デロイト北京事務所でもロイヤリティーに関する意見書を提出した実績があります。

## 2. 自主開示制度について

「輸出入を行う企業と組織単位が自主開示を行う場合、帳簿と証憑などの証拠資料を税関に提出すべきであり、且つ提出資料の真実性、正確性と完全性に対して責任を負う。税関は、輸出入企業・組織単位による自主開示報告書に対して事実確認を行うべきであり、状況に応じて資料の追加提出を要求することができる。」

「輸出入企業・組織単位がコンプライアンス違反について自主開示を行った場合、税関は行政処罰を軽くし、又は減輕するものとする。違反行為が軽微であり、且つ速やかに更正した上で、実害をもたらさなかった場合、行政処罰を行わないものとする。輸出入企業・組織単位が自主開示を通じて税金を追納した場合、滞納金を減免することができる。」

230号公告（第四章）の記載【関連：670号公告（第二十六条）】

この自主開示制度は、2014年より北京、上海を含む直属税関で試験導入を開始しており、今回の公告により企業が自主的に通関上のコンプライアンス違反を開示した場合は、滞納金の減免等を受けることができる旨が明記されています。また、滞納金の減免以外にも、税関上の信用等級（以下、「税関信用等級」と表記）の降格や密輸取締部門への案件移転等においても影響があると考えられています。

しかしながら、輸出入企業・組織単位がコンプライアンス違反について書面で自主的に税関に開示し、処罰を受ける意思を表した場合においても、以下のいずれかの状況に該当する場合、「自主開示」として認められないとされていますので、注意が必要です。

- 開示の前に、税関が既に違法に関する情報を把握していた場合
- 開示の前に、税関が被査察者に査察を実施する旨を通知していた場合
- 開示報告書に重大な虚偽記述があり、又はその他の違法行為を隠蔽した場合

このように、通関上のコンプライアンス違反を自主的に開示することで、行政処罰等が軽減される可能性があります。税関申告書（報関単）における記載内容の誤り等による関税や増値税の過少申告は延滞金、罰金等を科されるリスクがありますが、それは税務上のリスクのみならず、税関信用等級にも影響するとされています。税関信用等級が降格させられたりした場合、輸出入における通関時間が大幅に長くなる場合もあることから、経営上のインパクトは更に大きくなると考えられます。では、税関は企業の税関信用等級をどのように管理 / 評価しているのでしょうか。次回は、この税関信用等級制度について解説します。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC